

千葉市災害時要配慮者支援計画案に関する パブリックコメント手続を実施します

市では、災害時に弱い立場に置かれる障害者や高齢者などの方々への対策の基本的事項を定める「千葉市災害時要援護者支援計画」を修正し、新たに「千葉市災害時要配慮者支援計画（案）」を作成しました。

この案について、皆様のご意見、ご提案をお聞かせください。

【案の公表場所】

危機管理課（市役所3階）、市政情報室（中央コミュニティセンター2階）、各区役所地域振興課、市図書館、市ホームページ

【意見の提出期間】

5月15日（木）～6月16日（月）必着

【意見の提出方法】

「千葉市災害時要配慮者支援計画（案）に関する意見」と書き、住所、氏名または団体名・代表者氏名（ふりがな）、電話番号を明記して、次のいずれかの方法により送付または持参してください。口頭、電話での意見はお受けできませんのでご了承ください。

- 1 郵送 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所総務局危機管理課
- 2 FAX 043-245-5597
- 3 電子メール kikikanri.GE@city.chiba.lg.jp
- 4 持参 危機管理課（市役所3階）、各区役所地域振興課

【考え方の公表】

いただいたご意見の概要とそれに対する市の考え方は、平成26年7月頃に公表する予定です。なお、住所、氏名などの個人情報は公表しません。

お問い合わせ先

千葉市総務局危機管理課

電話 043-245-5151

FAX 043-245-5597

電子メール kikikanri.GE@city.chiba.lg.jp